

# 業務指示書

## REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月6日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月11日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：途上国におけるREDD+関連の各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/REDD+資金動員）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：途上国におけるREDD+関連の各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：対象国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 MRV】

- 1) 類似業務の経験：途上国におけるREDD+のMRV関連の各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：対象国 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月15日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , US\$1 = 110.3330 円 , EUR1 = 122.60000 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～  
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)
- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム  
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)  
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。  
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
  - c) 電話会議  
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/REDD+資金動員  
 MRV

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.08 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年8月15日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表  
REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/REDD+資金動員	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： MRV	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

地球全体で深刻な課題となっている気候変動問題に関して、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) において、森林等の温室効果ガス吸収源の保全強化の重要性とともに、森林減少・劣化からの排出を削減するための仕組みが議論されてきている。途上国の森林保全インセンティブとなる REDD+<sup>1</sup>については、2013年の第19回締約国会議 (COP19) においてワルシャワ枠組みとして森林の炭素測定等の技術面を含む基本的枠組みについて合意され、2020年以降の気候変動対策としての位置づけが決定した。さらに、2015年12月のCOP21では、懸案となっていた資金メカニズムについて合意に至り、産業革命以降の温暖化を2度以内に留める目標が含まれるパリ協定が締結された。また、同協定第5条においては、REDD+の重要性が言及され、森林保全促進の政治的な責務と REDD+の実施を支援することが各国に奨励されている。

かかる国際交渉と並行して、JICAを含む二国間援助や国際機関は、REDD+に必要な法制度や戦略作成等の支援や関係機関の能力強化 (Readiness 支援) を実施し、準備段階 (第一フェーズ) の支援実績はある程度蓄積されつつある。試験実施 (第二フェーズ)、さらには本格実施 (第三フェーズ) への移行段階に入っているベトナムやコスタリカのような国も出始めており、開発途上国から REDD+実施のための予算獲得に対する期待が高まっている。

我が国は、優れた低炭素技術等の普及を通じ、地球規模で温暖化対策に貢献するとともに、我が国の排出削減目標達成に活用することを目的として、自主的な取り組みとして、2012年に、2カ国間クレジット制度 (JCM: Joint Crediting Mechanism) を創設し、2016年5月までに16か国と同制度の構築に関して合意に達している<sup>2</sup>。REDD+については、途上国の森林保全に貢献するとともに、排出削減ポテンシャルが数万トン以上と規模が大きい上に、クレジットあたりの事業単価も安いことから、民間企業等による JCM 枠組み下の REDD+への関心が高く、環境省及び経産省の実現可能性調査や補助金を活用し、REDD+の事業形成や実証調査を実施してきた。さらに、パリ協定において、意欲的な排出削減目標が合意に到ったことや、同協定第6条において、市場メカニズムが明記されたことから、JCM 枠組み下の REDD+によるクレジットの獲得に関心を持つ民間企業が増えつつある。

これら民間企業において、JICAの技術協力事業やその他国際的な REDD+資金スキームとの連携による事業実施を視野に入れ、排出削減のポテンシャルの高い国々での情報収集のニーズが高まっている<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> REDD+ : Reducing emissions from deforestation and forest degradation and the role of conservation, sustainable management of forests and enhancement of forest carbon stocks in developing countries、途上国における森林減少・森林劣化に伴う排出の抑制、並びに森林保全、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強。

<sup>2</sup> モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ

<sup>3</sup> REDD+プラットフォーム加盟企業に対するアンケート結果、回答があった民間のうち、9割以上が JICA による基礎情報収集調査に関心があると回答している。

また、JICA は、緑の気候基金（GCF）の受託認証機関となるべく手続中であるが、早期の GCF 資金を活用した事業の実現に向けて、上記の GCF の制度に合致した REDD+ 事業の検討が急務となっている。

こうした状況から、公的資金（GCF）や民間資金（JCM）、あるいはこれらの組み合わせにより、時宜を得たスケールの大きい REDD+ 事業の形成を促進していくことにより、気候変動緩和策としての REDD+ の優良事例を示すことが JICA に期待されている。よって、JCM 及び GCF 等の外部資金を活用した事業のための基礎情報収集を行い、外部資金の活用の可能性を有する事業の検討を行う。

## 2. 業務の目的

REDD+ の効果が潜在的に高いものの、REDD+ 事業形成・実施に関する情報が十分でない 4 カ国を対象とし、REDD+ 推進に向けた国内外の外部資金（JCM、GCF 等）活用による事業実施の前提条件等について、情報収集及び関係機関との協議や現地調査を通じ、現状の把握と課題の抽出等を行う。その上で REDD+ に対する効果的な事業形態を検討し、将来の外部資金を活用した事業の可能性に関する提言を取りまとめる。

## 3. 対象地域

ミャンマー、マダガスカル、コンゴ民主共和国、コスタリカの計 4 カ国（ただし、第 2 次現地調査は事業の可能性が高いミャンマー及び他 2 カ国に絞り込む予定）

## 4. 主な相手国関係機関

本業務は先方政府の要請に基づいておらず、JICA が独自に基礎情報の収集を目的として実施するものであるが、各国において REDD+ 事業に取り組む環境、気候変動対策、森林分野を扱う関連省庁、研究所、並びに事業形成対象候補地域における地方政府関係機関を調査対象機関として調査を行う。

## 5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 業務実施上の留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示された業務を行う。また、業務の進捗に応じて、「8. 成果品等」に示された報告書を作成し、JICA に対して説明・協議の上、提出するものとする。

## 6. 業務実施上の留意事項

### (1) 本業務の基本方針

調査対象国は、排出削減のポテンシャルが高い、及び／または、JCM に関する我が国の民間の関心が高い国であるが、外部資金を活用した事業形成を行うには基本的な情報が不十分な状況にある。

優良事業検討に際しては、先方政府の意向及び他ドナーを含む REDD+ 事業の進捗状況とともに、対象地域の森林の現況を踏まえた排出削減量のポテンシャル及び中央・地方政府機関の実施体制・能力を考慮する必要がある。

外部資金を活用するための事業の検討を進めるに当たって、本業務においてかかる情報を収集・分析するとともに、第 2 次現地調査においては調査対象国における REDD+ のポテンシャルを精査することとする。

## (2) 調査対象国における関連分野の支援状況及び本調査における留意事項

### 1) ミャンマー

1977年の無償資金協力以降、現在実施中の無償資金協力「沿岸部防災機能強化のためのマングローブ植林計画」(2012年から2017年実施)まで、継続して森林分野における支援が実施されている。特に昨今の経済成長下、森林破壊・衰退が進んでおり、REDD+のポテンシャルが高い国と国際的に認識されている。我が国林野庁も、途上国森林劣化対策整備事業等を通して支援を実施している。しかしながら、REDD+全般の最新の動向や外部資金活用の可能性、先方政府の意向や実施体制にかかる情報収集は実施されておらず、今回の調査で具体的な事業の可能性について、調査・検討する。

また、これまでのJICA及び林野庁の支援を活用した事業の方向性も併せて検討する。特にREDD+実施にあたっては、先方政府の体制強化及び能力向上も重要なため、これまで無償資金協力及び技術協力を実施している中央林業開発訓練センターの活用についても簡易調査を行い、REDD+実施にあたって必要と想定される更新・新規機材をリストアップする。

### 2) コスタリカ

現在、気候変動対策分野そのものへの支援は行っていないが、JCMの対象国となっており、先方政府もJCMの実施に関心を示している。現在、森林保全に関する協力としては「参加型生物多様性保全推進プロジェクト」を2013~2018年度まで実施中である。本調査では同案件を含む森林保全に関連する事業結果も活用し効果的に実施する。

### 3) マダガスカル

現在、気候変動対策分野そのものへの支援は行っていないが、関連する活動として、荒廃した中山間地域において、村落開発と土壌保全を総合的に促進するためのモデルの構築を行う「ムララノクロム総合環境保全・農村開発促進手法開発プロジェクト」を2011~2016年度まで実施中である。本調査では、同案件や過去の同国における類似調査結果も活用し効果的に実施する。

### 4) コンゴ民主共和国

我が国は2010年度に環境プログラム無償資金協力「森林保全計画」を実施し、森林モニタリング機材、衛星画像等の機材及びリモートセンシング等にかかる基礎的な技術支援を提供した。

また、当該機材等を有効に活用して、同国の環境・気候変動分野の取り組みを支援することを目的とし、2012~2017年度まで開発調査型技術協力「持続可能な森林経営及びREDDプラス促進のための国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」を実施中である。本案件においては、①バンドゥンドゥ州(パイロット州)の森林基盤図の作成、②国家森林資源インベントリーの地上調査手法と手順の開発、③国家森林資源データベースの構築と運用計画の策定、④基本FREL設定方法論の開発、を通じた森林資源モニタリングの適切な実施を目指している。

本調査においては、同事業との整合性を維持し、それらの成果を有効活用することを基本方針とする。また、既存の資料や情報を最大限活用すると同時に、同案件において構築中のサブナショナルレベルのインベントリーシステムの活用も視野に入れ

た情報収集を行う。その上で、収集・整備された情報・データをもとに、候補地域における事業の妥当性に関し先方政府と協議し、最終提案対象地及び候補事業を検討する。その際、同国における本邦企業の活動上での懸念点があれば、具体的な懸念事項と対応策案も取りまとめる。

なお、各国への M/M 配分に関し、第 1 次調査ではミャンマー約 2.9M/M、その他 3 カ国が各 1M/M、GCF（韓国）0.1M/M を目途としている。第 2 次調査については第 1 次調査結果次第となるが、ミャンマー約 4~6M/M、その他 2 カ国が各 2~3M/M 程度を目途としている。

### （3）現地の関係機関への十分な説明と情報共有について

本業務においては、各機関との間で調査内容に関する情報交換を十分に行い、その結果を踏まえて、事業ニーズの絞り込みや今後の事業の方向性の検討作業を進めること。なお、REDD+の実施において、特に外部資金活用については、森林保全担当省庁とともに気候変動条約交渉窓口担当省庁及び財務省等の意思判断が必要とされる場合もあるため、先方の REDD+にかかる体制を確認の上、然るべき関係省庁へのヒアリングを実施する。

今回の調査対象 4 カ国のうち、マダガスカル及びコンゴ民主共和国については、JCM 署名国ではないため、相手国における我が国の将来の JCM の実施を予断させないことに留意する。このため、第 1 次国内作業時に JICA 本部と対応方針について協議の上、先方政府への説明・調査の実施を行うこと。

### （4）第 2 次現地調査の方針・計画及び内容について

第 2 次現地調査については、プロポーザルにて想定しうる業務内容や方針についての提案は求めるものの、第 1 次調査の結果を踏まえて、対象国の選定及び各国調査方針・計画を改めて指示し、契約変更にて対応する。プロポーザル提出時点での第 2 次調査にかかる経費の見積もりについては、ミャンマー、コンゴ民主共和国、コスタリカの 3 か国を想定して航空賃を計上し、10M/M として見積もること。なお、調査対象国の選定基準、選定方法等について現時点で提案があればプロポーザルにて提案すること。

### （5）今後の協力の可能性に関する提言について

本業務では、REDD+事業形成の実施前提条件等、外部資金（JCM、GCF 等）を活用した事業の枠組み案を取り纏めることが期待されている。検討にあたっては、調査対象国で実施済・中の JICA 事業がある場合は、その案件との相乗効果の発現も念頭に置きつつ、現地の状況、各国の政策の方向性に沿った提案を行うこと。想定される事業の枠組みには、以下の項目を含むこととする。

- ・複数の事業形成対象候補地域（最低限州レベル（provincial level）とするが、可能であれば郡レベル（district level）や保護区等まで特定）
- ・対象地域の選定理由
- ・想定される事業コンポーネント（他ドナーが事業を実施している場合、それらとのデマケーションや連携の可能性についても記載）
- ・留意事項（セーフガード等の観点から、事業実施上で留意すべき事項等）

#### (6) JICA からの出張者への協力

REDD+分野の支援検討のため JICA 本部から出張者が派遣される場合は、主要な協議に参加の上、収集・分析した情報やとりまとめた提言をもとに出張者への協力を行う。

#### (7) 林野庁補助事業との調整

「平成 28 年度途上国森林保全プロジェクト推進事業」として、2017 年 3 月末まで複数の途上国を対象に調査が実施される。本調査対象国のミャンマー及びコスタリカが林野庁調査においても含まれているが、本調査を先行実施し、第 1 次調査の結果を林野庁及び先方調査受託先に共有する整理となっている。

### 7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。但し、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、プロポーザルにて提案すること。

#### (1) 第 1 次国内作業

##### 1) 各国に関する REDD+ の関連資料・情報の収集・分析

REDD+ 関連資金、REDD+ 関連政策・準備・実施状況、MRV<sup>4</sup> 関連情報に関し、既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な現地調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

##### 2) 第 1 次現地調査における調査対象国の対処方針策定

国内作業の分析・検討結果を踏まえ、第 1 次調査における調査対象各国に対する調査方針・計画を策定する。同方針・計画策定にあたっては、JICA と十分に協議を行うこととする。

##### 3) 業務計画書の作成

上記 1) 及び 2) を踏まえ、業務計画書を作成し JICA 地球環境部に提出する。提出にあたっては JICA からのコメントを踏まえ、必要な修正を行ったものを提出すること。

#### (2) 第 1 次現地作業

##### 1) 現地 JICA 事務所／支所への説明

業務計画書を基に JICA 事務所／支所に説明・協議の上、方針、実施方法及びスケジュールについて確認を行う。

##### 2) インセプション・レポートの作成・説明

業務計画書を翻訳してインセプション・レポートを作成する。また、同レポートの調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項について各国関連機関に説明する。

<sup>4</sup> MRV：温室効果ガス排出量の定量的な測定・報告・検証（Measurement, Reporting and Verification）

### 3) 追加情報の収集・分析

外部資金導入に係る先方政府の方針、実施・管理体制、他外部資金の活用実績・動向等を確認する。

### 4) 他ドナー等による REDD+支援の情報収集

他ドナー（UNREDD, FAO, FCPF 等）に対するヒアリングを通じて、当該分野における他ドナーの事業や今後の活動方針、あるいは実施中の事業で得られた教訓についても情報収集を行う。

### 5) 外部資金を活用した REDD+事業の可能性分析

外部資金を活用した事業の可能性について、対象国の REDD+セーフガードを順守する点にも留意して先方政府と協議を行い、事業形成対象候補地域を 5 か所程度抽出する。その上で、同対象地域に関し、森林減少要因及び森林減少傾向を分析する。

なお、先方政府が森林減少傾向分析を有していない場合、Google Earth 画像（ポイントサンプリング）、JAXA 画像、FAO の FRA 報告書等、入手可能なデータに基づいて森林減少傾向を分析する。

### 6) 先方政府の REDD+事業にかかる実施体制、能力の課題分析

REDD+を実施する上での先方政府実施体制及び能力に係る課題を抽出し、事業形成対象候補地域における事業実施にあたっての対応策を検討する。

ミャンマーについては我が国の人材育成に関する支援アセットを活用することを念頭に、中央林業開発訓練センターの状況について簡易調査をし、REDD+実施にあたって必要と想定される更新・新規機材をリストアップする。

### 7) GCF 事務局からの情報収集

韓国にある GCF 事務局と面談を行い、最新の GCF の方針及び審議・執行状況を確認し、GCF 活用にあたっての留意点を抽出する。また、特に調査対象 4 カ国における事業形成において必要な情報を入手する。

## (3) 第 2 次国内作業

### 1) 第 1 次現地調査結果の報告

第 1 次現地調査の結果をインテリム・レポート（案）に取りまとめ、JICA 地球環境部に対し説明し、内容の了承を得る。

### 2) 第 2 次現地調査対象国及び調査方針・計画の決定

第 1 次現地調査の結果等を踏まえ、第 2 次調査における調査対象国（ミャンマー及び 2 カ国を想定）を選定する。選定にあたっては、JICA と十分に協議を行うこととする。また、選定国に対する第 2 次現地調査方針・計画を作成し、JICA と協議する。

### 3) 第一次調査結果の説明

インテリム・レポートに関し、本邦関係者（JICA、関係省庁、民間等）に対して説明をする。



#### (4) 第2次現地調査

##### 1) 外部資金を活用した REDD+事業詳細案の検討

事業形成対象候補地域における仮のカーボン排出量を確認し、REDD+ポテンシャルを把握する。本測定値がない場合は、既存の情報・データに基づいて分析する。

なお、ミャンマーについては、本測定値が算出されていないことが確認されており、例えば、既存の森林被覆図を活用して土地利用被覆変化を抽出し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）から Default の地上部のバイオマス量の値を選定の上、仮のカーボン排出量を算出する等の対応をとる。

##### 2) 対象地域における基礎的な社会経済状況や森林保全関連事業の確認

上記情報を確認の上、REDD+協力事業実施にあたって留意すべき点を抽出する。

##### 3) 中央レベルのワークショップの開催

外部資金を活用した REDD+事業案について調査内容を共有する半日程度の現地ワークショップを企画・準備・実施開催する（第2次調査対象3カ国、各国1回）。参加者としては、中央政府機関、州政府機関（事業形成対象候補地域）、JICA 関係者、我が国における本分野に関心のある官民からの代表者等、計 20～40 名程度を想定。

#### (5) 第3次国内作業 ファイナル・レポートの作成、提出

第2次現地調査の結果を踏まえ、ファイナル・レポート（案）として取りまとめ、JICA 地球環境部へ説明し、JICA からのコメントを踏まえて修正のうえ、最終版を提出する。

ファイナル・レポートに関し、本邦関係者（JICA、関係省庁、民間等）に対して報告をする。

### 8. 成果品等

#### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通りとする。なお、本契約における成果品は4)ファイナル・レポートとする（別紙の報告書目次案を参照）。

##### 1) 業務計画書

提出時期：契約締結日から起算して10営業日以内

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

部数：和文3部、電子データ

##### 2) インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2016年8月下旬から9月上旬を想定）

内容：業務計画書の翻訳版

部数：和文3部、英文3部、電子データ

##### 3) インテリム・レポート

提出時期：第1次現地調査終了時を目処（2016年11月中旬を想定）

内容：1次調査結果を取りまとめたもの

部数：和文3部、英文3部、電子データ

4) ファイナル・レポート

提出時期：第2次国内作業時を目処（2017年3月中旬を想定）

部数：和文3部、英文3部、電子データ

ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホチキス留め可）とする。報告書等の仕様、印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内及び海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、JICAに提出する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画及び当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

(3) 収集資料等

ファイナル・レポートには、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA図書館の定型フォーム）を添付すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程計画

本業務は2016年8月下旬に開始し、ファイナル・レポートを2017年3月中旬に提出する。なお、全調査対象国を横並びで調査する必要はないものの、第2次調査実施にあたっては、コスタリカ、マダガスカル、コンゴ民主共和国から2カ国を選定する予定であり、同3カ国にかかる第2次現地調査は、第1次調査結果を踏まえて、JICAとの協議を行った上で契約変更のうえ、実施する。

各国M/M配分目途については、「6. 業務実施上の留意事項」に記載のとおり。

作業工程について、より合理的な提案がある場合、理由を付した上で、プロポーザルにて提案すること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計16M/M程度。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）は以下の通り。

ただし、調査対象国によって事前に入手可能な情報量や調査対象が異なるため、必ずしも全調査対象国に対して5名体制で対応する必要はない。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／REDD+資金動員（2号）
- 2) MRV（温室効果ガス排出量の測定・報告・検証）（3号）
- 3) REDD+活動計画
- 4) GIS/リモートセンシング
- 5) 社会経済／REDD+セーフガード

#### 3. 相手国側の便宜供与

本業務は、各国からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施に当たり、各JICA事務所／支所から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ事務所／支所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

#### 4. 参考資料

・ミャンマー「途上国森林減少・劣化防止推進事業のうちと報告森林劣化対策整備事業」補助金事業報告、平成27年3月

([http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/nousui\\_bunya/pdf/10\\_2\\_1\\_tojoukokushinnrinn.pdf](http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/nousui_bunya/pdf/10_2_1_tojoukokushinnrinn.pdf))

・コンゴ民主共和国「持続可能な森林経営及びREDD+のための国家森林インベントリ―整備支援プロジェクト 詳細計画策定調査報告書」国際協力機、2012.3.

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000005170.html>

・ 上記案件概要

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1100636/index.html>

## 5. 再委託

再委託が必要と判断される場合には、想定される再委託事業について、必要と判断する理由とともにプロポーザルの中で提案し、本見積もりにも含めること。再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

なお、再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

## 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、各国の JICA 事務所／支所において十分な情報収集を行うこと。また、各事務所／支所と常時連絡が取れる体制を構築し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## 7. 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## 8. その他見積もり条件

(1) コスタリカにおいては英—西、マダガスカル及びコンゴ民主共和国においては英—仏の現地での通訳備上を可とする。

(2) 第2次現地調査にかかる経費の見積もりについては、ミャンマー、コンゴ民主共和国、コスタリカの3か国を想定して航空賃を計上し、最大10M/Mとして見積もること。

## 報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び機構との協議に基づき、最終確定するものとする。

## I. 調査対象国の REDD+分野に係る現状の確認及び課題の特定

## 1. REDD+分野に係る現状の確認

- (1) 国レベルの政策制度
- (2) 中央政府機関の体制及び取り組み状況
- (3) 州政府の体制及び取り組み状況

## 2. 森林の状況の確認

- (1) 森林の現況及び炭素蓄積の動態
- (2) REDD+のポテンシャル

## 3. 他ドナー・民間のこれまでの支援状況及び今後の支援方針

- (1) 他ドナー・民間による支援事業の概要
- (2) 他ドナー・民間の今後の支援方針
- (3) 実施中の協力事業で得られた教訓

## II. REDD+事業形成対象候補地域の特定及び事業ニーズの確認

## 1. 候補地選定プロセス及び理由

## 2. 候補地と国家戦略・行動計画との関連性

## 3. 候補地における諸条件

- (1) REDD+ポテンシャル分析
- (2) REL/RL 及び国家森林モニタリングシステムの状況
- (3) REDD+セーフガード遵守にかかる留意点
- (4) MRV の状況
- (5) その他留意点

## III. 外部資金を活用した REDD+事業の方向性 (案)

1. 事業形成に当たっての基本的留意事項
2. 事業の方向性 (案)

以上

